

E i w a N e w s

電子取引データの保存方法について

令和5年12月
(No. 221)

令和5年12月末までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありませんが、令和6年1月以降は保存要件に従って電子データの保存を行う必要があります。

そこで今回は、令和6年1月以降の電子取引データから適用されます電子取引データの保存方法についてご紹介いたします。

[1] 電子取引データについて

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある者が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。

これは、受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

[2] 電子取引データの保存方法について

電子取引を行った場合には、次の要件を満たした保存を行う必要があります。

(1) 真実性の要件

・改ざん防止のための措置をとる

改ざん防止の観点から、「タイムスタンプを付与する」や「訂正・削除の履歴が残るシステム等でデータの授受と保存をする」又は「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」のいずれかを行うことが必要です。

(2) 可視性の要件

① ディスプレイ等の備付け

ディスプレイ・操作説明書等を備付け、明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくことが必要です。

② 検索機能の確保

「専用のシステムを導入する方法」又は「表計算ソフト等で索引簿を作成する方法」や「規則的なファイル名を付す方法」のいずれかの方法により、次の要件を満たした検索機能を充足する必要があります。

イ. 取引等の「日付・金額・取引先」で検索することができる。

ロ. 日付または金額について、範囲を指定した検索ができる。

ハ. 「日付・金額・取引先」のうち2つ以上の任意項目を組み合わせて検索できる。

※1 税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（税務職員からのデータの提示・提出の要求）」に応じることができるようしている場合には、ロ・ハの要件は不要です。

※2 次のいずれかの要件を満たす保存義務者は、税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、検索機能の確保の要件は不要です。

イ. 基準期間(2課税年度前)の売上高が5,000万円以下の保存義務者

ロ. 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者

[3] 猶予措置について

次の要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるようになりました。

(1) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかつたことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です。)

※ 「相当の理由」とは、例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。

ただし、システム等の設備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。

(2) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

※ 令和5年12月末までに行う電子取引を対象とした宥恕措置では、出力書面のみを保存する方法で対応することが認められていましたが、令和6年1月以降に行う電子取引を対象とした猶予措置では、出力書面のみを保存することで対応することは認められおらず、出力書面の提示等に加え、電子データそのものも保存しておき、提示等ができるようにしておく必要があります。